

栄養成分表示に係る消費者への普及啓発の 実施状況について

令和2年4月

消費者行政新未来創造オフィス



I 調査の概要

調査目的： 消費者庁では、平成29年度及び30年度に、徳島県を実証フィールドとして栄養成分表示の活用に係る調査事業を実施し、消費者向けパンフレットや地域における普及啓発のプログラム等をまとめた実践マニュアルを公表した。消費者が栄養成分表示を使って適切な食品選択ができる実践力を育むためには、消費者への普及啓発をより一層推進していく必要がある。

本調査は、各地方公共団体における栄養成分表示に係る消費者への普及啓発の実施状況を把握し、先進的な取組を共有することを目的として実施したものである。

調査対象： 都道府県、保健所を設置している市・特別区 154地方公共団体

調査方法： メールによるアンケート票（電子データ）の配布及び回収

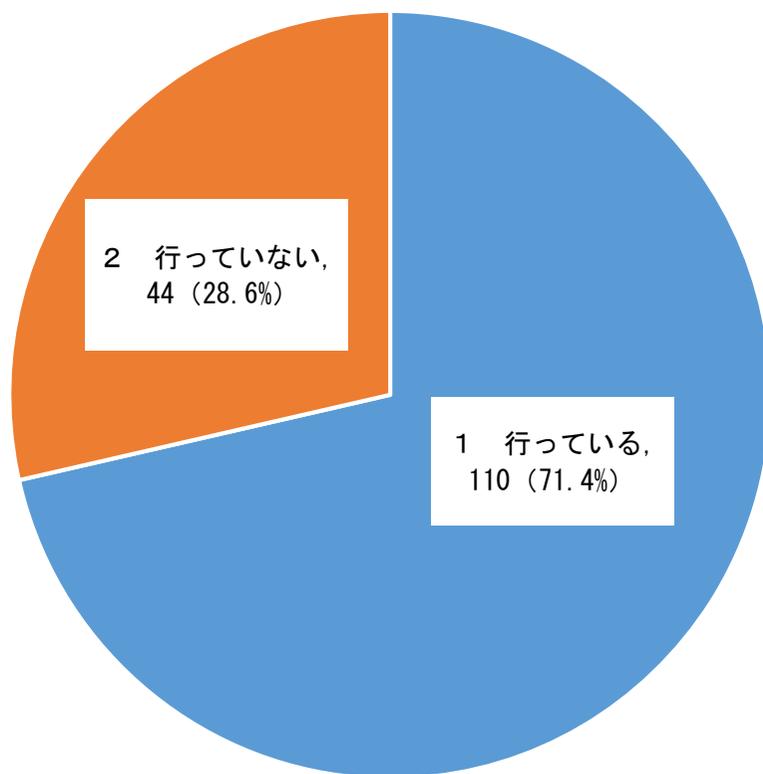
調査時期： 令和2年2月18日～同年3月6日

回収率： 100%

備考： ・ 回答率（%）は小数第2位を四捨五入し、小数第1位までを表示している。
このため、合計値は100%とならない場合もある。
・ nは回答数を表している。

Ⅱ 調査結果

問1：令和元年度、消費者が栄養成分表示を利用し、活用するための消費者への普及啓発（以下「栄養成分表示に係る普及啓発」といいます。）を行っていますか。
※事業者等に対する表示の方法を指導するための取組は含みません。

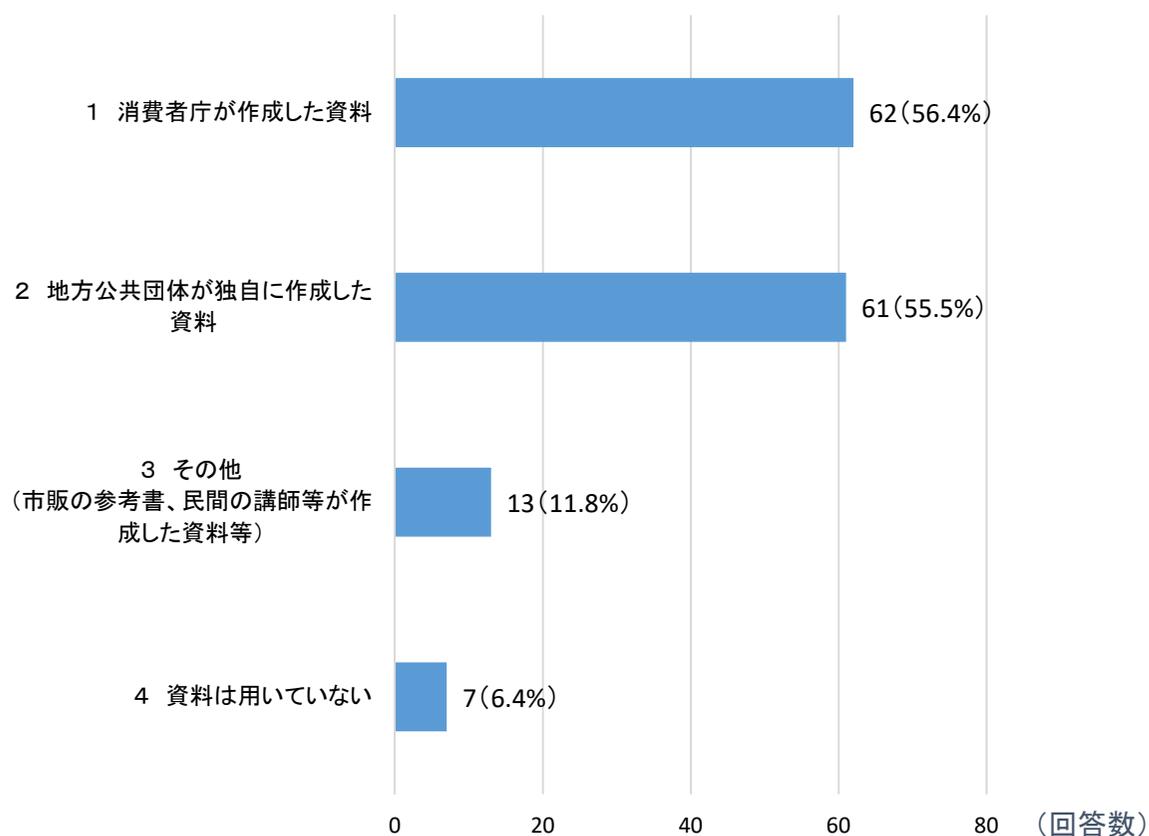


実施状況（n=154）

【集計結果】

○7割を超える地方公共団体が「1 行っている」と回答。

問1-1：問1で「1 行っている」を選んだ方は、栄養成分表示に係る普及啓発において、どのような資料を用いていますか。当てはまるものを全て選んでください。
(複数回答)



資料の利用状況 (n=110)

【集計結果】

- 多くの地方公共団体が普及啓発の際には資料を利用しており、約半数の地方公共団体は当庁が作成した資料を活用していた。
- また、独自の資料を作成している地方公共団体も半数程度あり、当庁作成の資料と併用しているケースもあった。

問1-1-1：問1-1で「1 消費者庁が作成した資料」を選んだ方は、実際に使用した（している）資料を、1～14から全て選んでください。（複数回答）

選択肢	全体(62)	
	回答数	割合
1 栄養成分表示を活用しよう	22	35.5%
2 加工食品の栄養成分表示が義務化されました 栄養成分表示を活用して健康づくりに役立てましょう	26	41.9%
3 栄養成分表示を活用しよう【1】（栄養成分表示ってなに？）	26	41.9%
4 栄養成分表示を活用しよう【2】（適正体重の維持）	18	29.0%
5 栄養成分表示を活用しよう【3】（食事の質を見直す）	18	29.0%
6 栄養成分表示を活用しよう【4】（減塩社会への道）	22	35.5%
7 栄養成分表示を活用しよう【5】（高齢者の低栄養予防）	17	27.4%
8 【1】栄養成分表示を活用してみませんか？[基本媒体]	23	37.1%
9 【2】栄養成分表示を活用して、バランスのよい食事を心がけましょう！[若年女性向け]	14	22.6%
10 【3】栄養成分表示を活用して、メタボ予防に役立てましょう！[中高年者向け]	14	22.6%
11 【4】いつまでも元気でいきいきと！栄養成分表示を活用して、日々の食事のパワーアップ!![高齢者向け]	12	19.4%
12 【5】表示を確認して、保健機能食品を適切に利用しましょう [保健機能食品]	16	25.8%
13 栄養成分表示を活用した消費者教育実践マニュアル	5	8.1%
14 その他	9	14.5%

参考URL：https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/health_promotion/consumers/

【集計結果】

- 「加工食品の栄養成分表示が義務化されました 栄養成分表示を活用して健康づくりに役立てましょう」、「栄養成分表示を活用しよう【1】（栄養成分表示ってなに？）」の利用率が比較的高かった。
- 「栄養成分表示を活用しよう【1】（栄養成分表示ってなに？）」を始め総論的・導入編的な資料の利用率が高く、各論的な資料では「減塩」に関する資料が比較的多く活用されていた。

問 1 - 3 : 栄養成分表示に係る普及啓発は必要だと思いますか。
 (問 1 で「2 行っていない」を選んだ地方公共団体のみ対象)

選択肢	全体 (44)	
	回答数	割合
1 思う	38	86.4%
2 思わない	0	0.0%
3 どちらともいえない	6	13.6%

問 1 - 4 : 翌年度、栄養成分表示に係る普及啓発の実施の予定はありますか。
 (問 1 で「2 行っていない」を選んだ地方公共団体のみ対象)

選択肢	全体 (44)	
	回答数	割合
1 ある	5	11.4%
2 ない	10	22.7%
3 未定	29	65.9%

【集計結果】

- 令和元年度、消費者への普及啓発を実施しなかった地方公共団体であっても、86.4%は必要性を感じていた。
- 一方で、88.6%の地方公共団体が翌年度の実施計画には「ない」、「未定」としており、実施できない理由を把握し、対策を講じていく必要がある。

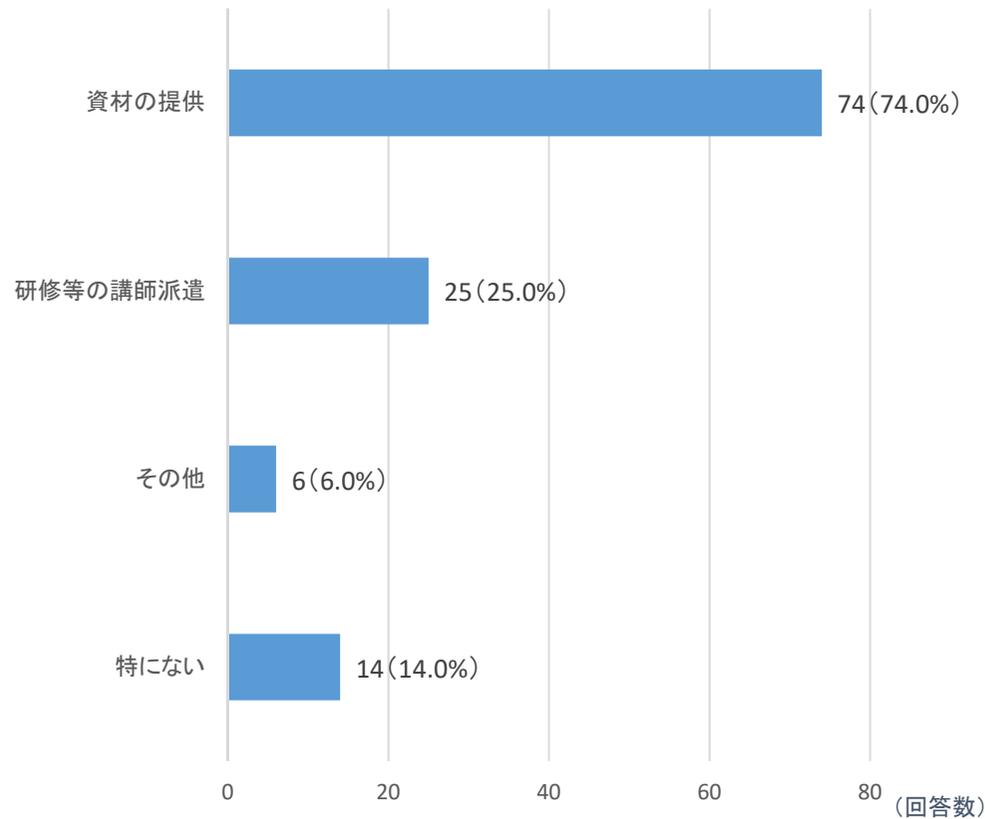
問2：翌年度、栄養成分表示に係る普及啓発を行う場合、消費者庁が作成した資料を使用したいと思いませんか。

選択肢	全体(154)	
	回答数	割合
1 思う	100	64.9%
2 思わない	3	1.9%
3 どちらともいえない	51	33.1%

問2-1：問2で「1 思う」を選んだ方は、どのような資料を用いる予定ですか。1～14から使用予定のものを全て選んでください。（複数回答）

選択肢	全体(100)	
	回答数	割合
1 栄養成分表示を活用しよう	42	42.0%
2 加工食品の栄養成分表示が義務化されました 栄養成分表示を活用して健康づくりに役立てましょう	58	58.0%
3 栄養成分表示を活用しよう【1】（栄養成分表示ってなに？）	57	57.0%
4 栄養成分表示を活用しよう【2】（適正体重の維持）	41	41.0%
5 栄養成分表示を活用しよう【3】（食事の質を見直す）	36	36.0%
6 栄養成分表示を活用しよう【4】（減塩社会への道）	49	49.0%
7 栄養成分表示を活用しよう【5】（高齢者の低栄養予防）	39	39.0%
8 【1】栄養成分表示を活用してみませんか？[基本媒体]	51	51.0%
9 【2】栄養成分表示を活用して、バランスのよい食事を心がけましょう！[若年女性向け]	42	42.0%
10 【3】栄養成分表示を活用して、メタボ予防に役立てましょう！[中高年者向け]	44	44.0%
11 【4】いつまでも元気でいきいきと！栄養成分表示を活用して、日々の食事のパワーアップ！！[高齢者向け]	41	41.0%
12 【5】表示を確認して、保健機能食品を適切に利用しましょう [保健機能食品]	30	30.0%
13 栄養成分表示を活用した消費者教育実践マニュアル	21	21.0%
14 その他	5	5.0%

問2-2：問2で「1 思う」を選んだ方は、栄養成分表示に係る普及啓発を行うに当たって、消費者庁に何か協力してほしいと思うことがありますか。当てはまるものを全て選んでください。（複数回答）



消費者庁への協力依頼（n=100）

【集計結果】

- 翌年度、栄養成分表示に係る普及啓発を行う場合には、64.9%の地方公共団体が消費者庁作成の資料を使用したいと回答しており、使用する予定の資料としては、問1-1-1と同様に、総論的・導入編的な資料と、各論的な資料の中では「減塩」に関する資料と回答する地方公共団体が多い傾向にある。
- 消費者庁への依頼事項としては、「資材の提供」が最も多く、7割を超えていた。

問3：その他、栄養成分表示の利活用に係る消費者への普及啓発に関して御要望があれば自由に御記載ください。（自由記述）

【集計結果】

○普及啓発の場で活用しやすい資料の提供

- ・円滑に実施するために、報告書やマニュアルの参考資料についてPDFデータや編集可能なファイル形式で掲載してほしい。
- ・現行の資料はボリュームが多いため、A4版1枚程度の概要をまとめた資料を作成してほしい。
- ・高齢者や子供向けに文字の少ない資料を作成してほしい。

○様々な媒体を活用した普及啓発

○他の地方公共団体の取組事例の紹介

※回答の多い意見を抜粋

【まとめ】

栄養成分表示の義務化に関して、経過措置期間の終了に伴い事業者への指導等が増えており、予算や人員が少ない状況にあるが、7割を超える地方公共団体が消費者向けの普及啓発を実施していた。

消費者の健康の保護及び増進を図り、自主的かつ合理的な食品選択ができる社会作りを進めるためには、事業者への働き掛けのみならず、消費者が栄養成分表示を使って適切な食品選択ができる実践力を育む消費者教育が必要である。

当庁としても、栄養成分表示の利活用に係る消費者への普及啓発に向け、本調査の結果を参考にしながら、施策に反映させていきたい。

Ⅲ 取組事例の紹介

埼玉県

- 県内の各地域の健康課題について、県健康長寿課と県衛生研究所が連携してデータ解析を実施している。
- データ解析の結果、明確となった各地域の健康課題を解決するため、県健康長寿課や保健所においては、様々な事業において、栄養成分表示の活用について周知啓発を行った。
- 食の健康情報普及推進事業では、県民からの相談のほか関係団体等への普及啓発を行った。また、食育推進事業では、保育所・教育機関の養護教諭や保健指導主事を対象とした「支援者研修」、市町村子育てネットワークと連携した「親と子向けの健康講座」、企業健康管理部門と連携した事業所社員向け講座など、ライフステージや対象者属性に応じ、地域の健康課題を改善するための食事と栄養成分表示の活用等について普及啓発を行った。

京都府

- 京都府では、虚血性心疾患による死亡率が高いという健康課題があり、対策の一つとして、減塩に取り組む必要があるが、京都府民の食塩摂取量は目標以上を摂取している府民が約7割以上という状況にある。
そこで「大手スーパーと連携した中食世代の健康おぼんざいの普及」事業として、府内スーパー2社と協働し、販売されている総菜等の適塩化を図った。また、栄養成分表示を活用した消費者への普及啓発として、食品に含まれる塩分量や適塩とするための総菜の組合せ等についての啓発を行った。
- ①スーパーと連携し、中食等のお総菜に塩分表示を実施する店舗を普及
 - ・スーパーに適塩「食のアドバイザー」を派遣し、販売する総菜等の塩分計算を京都府栄養士会に委託して実施した。
 - ・適塩POP（塩分量を表示した媒体やポスター）を作成し、店舗のお総菜に掲示した。
- ②適塩イベント等で、適塩POPを活用した正しい食生活に向けたアドバイス等を行った。

岡山県

- 「栄養成分表示見とく（得）事業」を実施。県民が栄養成分表示を正しく理解することができるよう、保健所・支所が実施主体となり、市町村、市町村教育委員会その他関係団体等の協力を得て、講習会等を次のとおり実施した。
 - ①まちなか講習会
一般消費者、食品関連事業者、生徒・学生等を対象として栄養成分表示の見方や特定保健用食品、機能性表示食品などについての講演・講話を行った。
 - ②「あなたの食生活お支えし隊」養成講座
食・健康に関する地区組織に属する栄養委員、栄養士等に地域住民の食生活サポーターとして活躍してもらうために、栄養成分表示の見方や特定保健用食品、機能性表示食品についての講演・講話、グループ討議や演習を行った。

徳島県

- 福祉・農林・病院各部局、教育委員会及び県栄養士会をメンバーとする「栄養成分表示等の活用に向けた消費者教育タスクフォース」を発足し、ライフステージや特性に応じた効果的な消費者教育や普及啓発方法等について検討を実施。
- 県栄養士会と連携し、消費者庁作成のリーフレット等を活用したライフステージ別のセミナーや普及啓発活動を実施。
- 保健所と連携し、大型商業施設において「栄養表示啓発キャンペーン」を実施し、リーフレットやトートバッグ等の啓発資材の配布やアンケートによる普及啓発を実施。

世田谷区

- 食育を推進する関係者相互のネットワークの強化を図り、区及び地域の関係団体が一体となり食育施策・事業等をより効果的に実践するため、世田谷区食育推進会議を設置。
- 食育推進会議の構成員は、医師会、歯科医師会、商店街連合組合、農業組合、区民委員等であり、区内の様々な領域の関係者により構成されており、栄養成分表示について連携して普及啓発を行うよう努めている。
- 広く区民の方々に栄養成分表示について知っていただくよう、栄養成分表示の見方等の健康・栄養情報を作成した。この健康・栄養情報は、商店街連合組合の協力の下、承諾した加入店舗に掲示した。